

栃木県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年2月4日

栃木県監査委員 渡 辺 渡
同 早 川 尚 秀
同 金 井 弘 行
同 鈴 木 誠 一

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

平成24年度（ただし、給与事務については、予備監査実施日まで）

第3 監査の結果

(総合政策部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
東京事務所	平成25年11月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(経営管理部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
栃木県税事務所	平成25年10月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足県税事務所	平成25年10月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板県税事務所	平成25年10月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原県税事務所	平成25年10月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮県税事務所	平成25年11月5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼県税事務所	平成25年11月5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡県税事務所	平成25年11月5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
自動車税事務所(「佐野支所」を含む。)	平成25年11月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(県民生活部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
消防学校	平成25年10月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
美術館	平成25年10月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
とちぎ男女共同参画センター	平成25年10月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
博物館	平成25年10月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(保健福祉部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
県南食肉衛生検査所	平成25年10月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

県北食肉衛生検査所	平成25年10月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南高等看護専門学院	平成25年10月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
動物愛護指導センター	平成25年10月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
中央児童相談所	平成25年11月5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南児童相談所	平成25年11月5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北児童相談所	平成25年11月5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
衛生福祉大学校	平成25年11月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(産業労働観光部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
産業技術センター (「繊維技術支援センター・県南技術支援センター・繊維物技術支援センター・窯業技術支援センター」を含む。)	平成25年11月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県央産業技術専門校 (「県北産業技術専門校・県南産業技術専門校」を含む。)	平成25年11月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(県土整備部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
日光土木事務所	平成25年11月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下水道管理事務所	平成25年12月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
公園事務所	平成25年12月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(教育委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
馬頭高等学校	平成25年10月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板高等学校 (「塩谷高等学校」を含む。)	平成25年10月22日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定は育児休業期間の2分の1の期間を除算すべきところ全期間を除算したことから、支給不足となっているものが1件 139,240円あった。
鹿沼高等学校	平成25年10月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼東高等学校	平成25年10月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮高等学校	平成25年10月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮女子高等学校	平成25年10月29日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
芳賀青年の家	平成25年10月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
太平少年自然の家	平成25年10月30日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山城南高等学校	平成25年11月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

栃木翔南高等学校	平成25年11月8日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山南高等学校	平成25年11月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山北桜高等学校	平成25年11月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮白楊高等学校	平成25年11月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮商業高等学校	平成25年11月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市高等学校	平成25年11月19日	給与事務のうち、勤勉手当において、基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その全期間を除外することとなっているが、育児休業期間のみを除外したことから、過支給となっているものが1件54,687円あった。
今市工業高等学校	平成25年11月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原女子高等学校 （「大田原東高等学校」を含む。）	平成25年11月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板東高等学校 （「矢板東高等学校附属 中学校」を含む。）	平成25年11月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
益子芳星高等学校	平成25年11月22日	給与事務のうち、通勤手当において、特別休暇等により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった期間の手当を支給したため、過支給となっているものが1件148,560円あった。
益子特別支援学校	平成25年11月22日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須高等学校	平成25年12月20日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒磯南高等学校	平成25年12月20日	給与事務のうち、期末手当及び勤勉手当において、在職期間を誤ったことから過支給となっているものが、期末手当1件75,400円、勤勉手当1件10,463円あった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの